

内閣府食品安全委員会事務局  
平成22年度食品安全確保総合調査

海外のリスク評価機関における農薬の評価結果  
に関する調査

アルドリン及びディルドリン

報告書

平成23年3月

株式会社三菱化学テクニサーチ

## はじめに

食品安全委員会では、ポジティブリスト制度導入に伴い、暫定基準の設定された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下「農薬等」という。)について、海外のリスク評価機関等で実施された評価結果を活用し、順次食品健康影響評価を行っているところである。

本報告書はこの内、アルドリン及びディルドリンについて、国際的な評価機関である FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議(以下「JMPR」という。)と最新の評価を行っている欧州食品安全委員会(以下「EFSA」という。)の評価書の翻訳を行うとともに、評価に必要な情報について整理し、取りまとめたものである。

平成 23 年 3 月

東京都千代田区麴町 6 丁目 6 番地

株式会社三菱化学テクノロジー

## 目 次

### アルドリン及びディルドリン

1. 調査の目的 .....	4
2. 作業の概要 .....	4
2.1. 調査対象物質 .....	4
2.2. 評価書の翻訳 .....	5
2.2.1. 評価書 .....	5
2.2.2. 専門家の確認 .....	5
2.3. 翻訳の整理 .....	5
3. 評価書と訳 .....	7
3.1. JMPR(1965年、アルドリン) .....	7
3.2. JMPR(1966年、アルドリン) .....	17
3.3. JMPR(1977年、アルドリン/ディルドリン) .....	27
3.4. JMPR(1965年、ディルドリン) .....	43
3.5. JMPR(1966年、ディルドリン) .....	53
3.6. JMPR(1967年、ディルドリン) .....	65
3.7. JMPR(1970年、ディルドリン) .....	83
3.8. EFSA(2007年、ディルドリン) .....	113

# 海外のリスク評価機関における農薬の評価結果に関する調査 報告書

## アルドリン及びディルドリン

### 1. 調査の目的

食品衛生法の一部を改正する法律(平成15年法律第55号)の施行に伴い、いわゆるポジティブリスト制度が、平成18年5月29日に導入された。本施行に伴い、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下「農薬等」という。)758物質に暫定基準が設定され、食品安全委員会では、これらの物質について、海外のリスク評価機関等で実施された評価結果を活用し、順次食品健康影響評価を行っているところである。

本調査は、国際的な評価機関である JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議)と最新の評価を行っている EFSA(欧州食品安全委員会)の評価書が、我が国での評価を行う上で有益性が高いため、今後評価を行うべき農薬のうち、JMPR と EFSA の双方の評価を比較できるものについて、双方の評価書の翻訳を行うとともに評価に必要な情報について整理し、評価書ごとに毒性試験とその結果の概要を一覧表に取りまとめたものである。

### 2. 作業の概要

本調査では JMPR と EFSA における評価書の翻訳及び整理を以下のように実施した。

#### 2.1. 調査対象物質

本調査全体では、ポジティブリスト制度施行に伴う暫定基準が設定された農薬等の758物質のうち、表1に示した 11 物質を調査対象とした。本報告書では、これらのうちアルドリン及びディルドリンの調査について報告した。

**表 1 調査対象の農薬等**

番号	品目名	英名	主な用途
1	アルドリン及びディルドリン	DIELDRIN、ALDRIN	農薬・殺虫剤
2	イマザリル	IMAZALIL	農薬・殺菌剤
3	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	CARBENDAZIM、BENOMYL、THIOPHANATE、THIOPHANATE-METHYL	農薬・殺菌剤
4	ジフェニルアミン	DIPHENYLAMINE	農薬・殺菌剤
5	ジメトエート	DIMETHOATE	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
6	チオジカルブ及びメソミル	METHOM YL、THIODICARB	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
7	トリアジメノール及びトリアジメホン	TRIADIMENO L、TRIADIMEFON	農薬・殺菌剤
8	ビンクロゾリン	VINCLOZOLIN	農薬・殺菌剤
9	ペンコナゾール	PENCONAZOLE	農薬・殺菌剤
10	マラチオン	MALATHION	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
11	メチダチオン	METHIDATHION	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤

## 2.2. 評価書の翻訳

### 2.2.1. 評価書

アルドリン及びディルドリンに関して、これまでに食品安全委員会にて収集を行っているJMPRとEFSAにおける評価書の指定部分の翻訳を行った。各評価書等を表2に示した。

表2 調査対象の評価書

機関	発行年	物質名	タイトル
JMPR	1965	アルドリン	EVALUATION OF THE TOXICITY OF PESTICIDE RESIDUES IN FOOD
JMPR	1966	アルドリン	EVALUATION OF SOME PESTITUDE RESIDUE IN FOOD
JMPR	1977	アルドリン/ ディルドリン	Aldrin/dieldrin (Pesticides in food: 1977 evaluations)
JMPR	1965	ディルドリン	EVALUATION OF THE TOXICITY OF PESTICIDE RESIDUES IN FOOD
JMPR	1966	ディルドリン	EVALUATION OF SOME PESTICIDE RESIDUE IN FOOD
JMPR	1967	ディルドリン	1967 EVALUATION OF SOME PESTICIDE RESIDUES IN FOOD
JMPR	1970	ディルドリン	1970 EVALUATION OF SOME PESTICIDERES IDUE IN FOOD
EFSA	2007	ディルドリン	Opinion of the Scientific Panel on Plant protection and their Residues on a request from the Commission on the risks associated with an increase of the MRL for dieldrin on courgettes

### 2.2.2. 専門家の確認

翻訳に当たっては、該当分野の専門的知識を有する者(以下「専門家」という。)に依頼し、試験方法、試験結果等の専門的な表現、記述等が適切に翻訳されているか、確認を得た。

なお、専門家は、専門分野として、1)動物代謝、2)植物代謝及び環境中運命(土壌中、水中、土壌残留)、3)毒性(一般毒性、病理、発がん性)、4)生殖発生毒性、5)遺伝毒性の5分野から選出した。

## 2.3. 翻訳の整理

評価書の翻訳について、評価書ごとに以下のように整理した。

- ・JMPR の評価書について、評価書ごとに見出しを整理し、原文の目次を作成した。
- ・翻訳の見出し部分に原文の該当ページを記載した。
- ・JMPR 及び EFSA の評価書ごとに毒性試験とその結果の概要を一覧表に取りまとめた。

## 3. 評価書訳

以下に評価書の指定箇所の全訳を、評価書ごとに掲載した。



内閣府食品安全委員会事務局  
平成22年度食品安全確保総合調査

海外のリスク評価機関における農薬の評価結果  
に関する調査

イマザリル

報告書

平成23年3月

株式会社三菱化学テクニサーチ

## はじめに

食品安全委員会では、ポジティブリスト制度導入に伴い、暫定基準の設定された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下「農薬等」という。)について、海外のリスク評価機関等で実施された評価結果を活用し、順次食品健康影響評価を行っているところである。

本報告書はこの内、イマザリルについて、国際的な評価機関である FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議(以下「JMPR」という。)と最新の評価を行っている欧州食品安全委員会(以下「EFSA」という。)の評価書の翻訳を行うとともに、評価に必要な情報について整理し、取りまとめたものである。

平成 23 年 3 月

東京都千代田区麴町 6 丁目 6 番地  
株式会社三菱化学テクニサーチ



# 目 次

## イマザリル

1. 調査の目的 .....	4
2. 作業の概要 .....	4
2.1. 調査対象物質 .....	4
2.2. 評価書の翻訳 .....	5
2.2.1. 評価書 .....	5
2.2.2. 専門家の確認 .....	5
2.3. 翻訳の整理 .....	5
3. 評価書翻訳 .....	7
3.1 Jmpr(1977年) .....	7
3.2 Jmpr(1980年) .....	27
3.3 Jmpr(1984年) .....	41
3.4 Jmpr(1984年) .....	49
3.5 Jmpr(1985年) .....	57
3.6 Jmpr(1986年) .....	63
3.6 Jmpr(1991年) .....	71
3.6 Jmpr(2000年) .....	77
3.6 Jmpr(2001年) .....	103
3.6 Jmpr(2005年) .....	121
3.6 EFSA(2010年) .....	137

# 海外のリスク評価機関における農薬の評価結果に関する調査 報告書

## イマザリル

### 1. 調査の目的

食品衛生法の一部を改正する法律(平成15年法律第55号)の施行に伴い、いわゆるポジティブリスト制度が、平成18年5月29日に導入された。本施行に伴い、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下「農薬等」という。)758物質に暫定基準が設定され、食品安全委員会では、これらの物質について、海外のリスク評価機関等で実施された評価結果を活用し、順次食品健康影響評価を行っているところである。

本調査は、国際的な評価機関である JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議)と最新の評価を行っている EFSA(欧州食品安全委員会)の評価書が、我が国での評価を行う上で有益性が高いため、今後評価を行うべき農薬のうち、JMPR と EFSA の双方の評価を比較できるものについて、双方の評価書の翻訳を行うとともに評価に必要な情報について整理し、評価書ごとに毒性試験とその結果の概要を一覧表に取りまとめたものである。

### 2. 作業の概要

本調査では JMPR と EFSA における評価書の翻訳及び整理を以下のように実施した。

#### 2.1. 調査対象物質

本調査全体では、ポジティブリスト制度施行に伴う暫定基準が設定された農薬等の758物質のうち、表1に示した 11 物質を調査対象とした。本報告書では、これらのうちイマザリルの調査について報告した。

**表 1 調査対象の農薬等**

番号	品目名	英名	主な用途
1	アルドリン及び ディルドリン	DIELDRIN、 ALDRIN	農薬・殺虫剤
2	イマザリル	IMAZALIL	農薬・殺菌剤
3	カルベンダジム、 チオファネート、 チオファネートメチル及び ベノミル	CARBENDAZIM、 BENOMYL、 THIOPHANATE、 THIOPHANATE-METHYL	農薬・殺菌剤
4	ジフェニルアミン	DIPHENYLAMINE	農薬・殺菌剤
5	ジメトエート	DIMETHOATE	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
6	チオジカルブ及び メソミル	METHOMYL、 THIODICARB	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
7	トリアジメノール及びトリ アジメホン	TRIADIMENO L、 TRIADIMEFON	農薬・殺菌剤
8	ビクロゾリン	VINCLOZOLIN	農薬・殺菌剤
9	ペンコナゾール	PENCONAZOLE	農薬・殺菌剤
10	マラチオン	MALATHION	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
11	メチダチオン	METHIDATHION	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤

## 2.2. 評価書の翻訳

### 2.2.1. 評価書

イマザリルに関して、これまでに食品安全委員会にて収集を行っている JMPR と EFSA における評価書の指定部分の翻訳を行った。各評価書等を表 2 に示した。

表 2 調査対象の評価書

機関	発行年	物質名	タイトル
JMPR	1977	イマザリル	IMAZALIL JMPR 1977
JMPR	1980	イマザリル	PESTICIDE RESIDUES IN FOOD - 1980
JMPR	1984	イマザリル	PESTICIDE RESIDUES IN FOOD - 1984
JMPR	1984	イマザリル	EVALUATION 1984
JMPR	1985	イマザリル	IMAZALIL (Pesticide residues in food: 1985 elvaluation Part II)
JMPR	1986	イマザリル	IMAZALIL (Pesticide residues in food: 1986 elvaluation Part II)
JMPR	1991	イマザリル	IMAZALIL (Pesticide residues in food: 1991 elvaluation Part II)
JMPR	2000	イマザリル	Pesticide residues in food 2000 : IMAZALIL
JMPR	2001	イマザリル	Toxicological evaluations IMAZALIL (addendum)
JMPR	2005	イマザリル	IMAZALIL (addendum) First draft
EFSA	2010	イマザリル	CONCLUSION ON PESTICIDE PEER REVIEW

### 2.2.2. 専門家の確認

翻訳に当たっては、該当分野の専門的知識を有する者(以下「専門家」という。)に依頼し、試験方法、試験結果等の専門的な表現、記述等が適切に翻訳されているか、確認を得た。

なお、専門家は、専門分野として、1) 動物代謝、2) 植物代謝及び環境中運命(土壤中、水中、土壌残留)、3) 毒性(一般毒性、病理、発がん性)、4) 生殖発生毒性、5) 遺伝毒性の 5 分野から選出した。

## 2.3. 翻訳の整理

評価書の翻訳について、評価書ごとに以下のように整理した。

- ・JMPR の評価書について、評価書ごとに見出しを整理し、原文の目次を作成した。
- ・翻訳の見出し部分に原文の該当ページを記載した。
- ・JMPR 及び EFSA の評価書ごとに毒性試験とその結果の概要を一覧表に取りまとめた。

## 3. 評価書和解

以下に評価書の指定箇所の全和解を、評価書ごとに掲載した。



内閣府食品安全委員会事務局  
平成22年度食品安全確保総合調査

海外のリスク評価機関における農薬の評価結果  
に関する調査

カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル

報告書

平成23年3月

株式会社三菱化学テクニサーチ

## はじめに

食品安全委員会では、ポジティブリスト制度導入に伴い、暫定基準の設定された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下「農薬等」という。)について、海外のリスク評価機関等で実施された評価結果を活用し、順次食品健康影響評価を行っているところである。

本報告書はこの内、カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミルについて、国際的な評価機関である FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議(以下「JMPR」という。)と最新の評価を行っている欧州食品安全委員会(以下「EFSA」という。)の評価書の翻訳を行うとともに、評価に必要な情報について整理し、取りまとめたものである。

平成 23 年 3 月

東京都千代田区麴町 6 丁目 6 番地  
株式会社三菱化学テクノロジー

## 目 次

### カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル

1. 調査の目的 .....	4
2. 作業の概要 .....	4
2.1. 調査対象物質 .....	4
2.2. 評価書の翻訳 .....	5
2.2.1. 評価書 .....	5
2.2.2. 専門家の確認 .....	5
2.3. 翻訳の整理 .....	6
3. 評価書 and 訳 .....	7
3.1. JMPR(1973年) カルベンダジム .....	7
3.2. JMPR(1976年) カルベンダジム .....	25
3.3. JMPR(1977年) カルベンダジム .....	35
3.4. JMPR(1978年) カルベンダジム .....	41
3.5. JMPR(1983年) カルベンダジム .....	53
3.6. JMPR(1985年) カルベンダジム .....	83
3.7. JMPR(1995年) カルベンダジム .....	91
3.8. JMPR(2005年) カルベンダジム .....	125
3.9. JMPR(1973年) チオファネートメチル .....	149
3.10. JMPR(1975年) チオファネートメチル .....	175
3.11. JMPR(1995年) チオファネートメチル .....	183
3.12. JMPR(1998年) チオファネートメチル .....	211
3.13. JMPR(1973年) ベノミル .....	223
3.14. JMPR(1975年) ベノミル .....	241
3.15. JMPR(1983年) ベノミル .....	257
3.16. JMPR(1995年) ベノミル .....	301
3.17. EFSA(2010年) カルベンダジム .....	331

# 海外のリスク評価機関における農薬の評価結果に関する調査 報告書

## カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル

### 1. 調査の目的

食品衛生法の一部を改正する法律(平成15年法律第55号)の施行に伴い、いわゆるポジティブリスト制度が、平成18年5月29日に導入された。本施行に伴い、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下「農薬等」という。)758物質に暫定基準が設定され、食品安全委員会では、これらの物質について、海外のリスク評価機関等で実施された評価結果を活用し、順次食品健康影響評価を行っているところである。

本調査は、国際的な評価機関である JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議)と最新の評価を行っている EFSA(欧州食品安全委員会)の評価書が、我が国での評価を行う上で有益性が高いため、今後評価を行うべき農薬のうち、JMPR と EFSA の双方の評価を比較できるものについて、双方の評価書の翻訳を行うとともに評価に必要な情報について整理し、評価書ごとに毒性試験とその結果の概要を一覧表に取りまとめたものである。

### 2. 作業の概要

本調査では JMPR と EFSA における評価書の翻訳及び整理を以下のように実施した。

#### 2.1. 調査対象物質

本調査全体では、ポジティブリスト制度施行に伴う暫定基準が設定された農薬等の758物質のうち、表1に示した11物質を調査対象とした。本報告書では、これらのうちカルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミルの調査について報告した。

**表 1 調査対象の農薬等**

番号	品目名	英名	主な用途
1	アルドリン及び ディルドリン	DIELDRIN、 ALDRIN	農薬・殺虫剤
2	イマザリル	IMAZALIL	農薬・殺菌剤
3	カルベンダジム、 チオファネート、 チオファネートメチル及び ベノミル	CARBENDAZIM、 BENOMYL、 THIOPHANATE、 THIOPHANATE-METHYL	農薬・殺菌剤
4	ジフェニルアミン	DIPHENYLAMINE	農薬・殺菌剤
5	ジメトエート	DIMETHOATE	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
6	チオジカルブ及び メソミル	METHOM YL、 THIODICARB	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
7	トリアジメノール及びトリ アジメホン	TRIADIMENO L、 TRIADIMEFON	農薬・殺菌剤
8	ビンクロゾリン	VINCLOZOLIN	農薬・殺菌剤
9	ペンコナゾール	PENCONAZOLE	農薬・殺菌剤
10	マラチオン	MALATHION	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
11	メチダチオン	METHIDATHION	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤



## 2.2. 評価書の翻訳

### 2.2.1. 評価書

カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミルに関して、これまでに食品安全委員会にて収集を行っているJMPRとEFSAにおける評価書の指定部分の翻訳を行った。各評価書等を表2に示した。

表2 調査対象の評価書

機関	発行年	物質名	タイトル
JMPR	1973	カルベンダジム	CARBENDAZIM JMPR 1973
JMPR	1976	カルベンダジム	CARBENDAZIM JMPR 1976
JMPR	1977	カルベンダジム	CARBENDAZIM JMPR 1977
JMPR	1978	カルベンダジム	CARBENDAZIM JMPR 1978
JMPR	1983	カルベンダジム	PESTICIDE RESIDUES IN FOOD - 1983
JMPR	1985	カルベンダジム	Carbendazim (PESTICIDE RESIDUES IN FOOD: 1985 evaluation)
JMPR	1995	カルベンダジム	Thiophanate-methyl (Pesticide Residues In Food: 1995 evaluation)
JMPR	2005	カルベンダジム	CARBENDAZIM (addendum) First draft
JMPR	1973	チオファネートメチル	THIOPHANATE-METHYL JMPR 1973
JMPR	1975	チオファネートメチル	THIOPHANATE-METHYL JMPR 1975
JMPR	1995	チオファネートメチル	Thiophanate-methyl (Pesticide Residues In Food: 1995 evaluation)
JMPR	1998	チオファネートメチル	Thiophanate-methyl (addendum)(JMPR Evaluations 1998)
JMPR	1973	ベノミル	BENOMYL JMPR 1973
JMPR	1975	ベノミル	BENOMYL JMPR 1975
JMPR	1983	ベノミル	PESTICIDE RESIDUES IN FOOD - 1983
JMPR	1995	ベノミル	BENOMYL (JMPR Evaluation 1995 Part II)
EFSA	2010	カルベンダジム	CONCLUSION ON PESTICIDE PEER REVIEW Conclusion on the peer review of the pesticide risk assessment of the active substance carbendazim

### 2.2.2. 専門家の確認

翻訳に当たっては、該当分野の専門的知識を有する者(以下「専門家」という。)に依頼し、試験方法、試験結果等の専門的な表現、記述等が適切に翻訳されているか、確認を得た。

なお、専門家は、専門分野として、1)動物代謝、2)植物代謝及び環境中運命(土壤中、水中、土壤残留)、3)毒性(一般毒性、病理、発がん性)、4)生殖発生毒性、5)遺伝毒性の5分野から選出した。

### 2.3. 翻訳の整理

評価書の翻訳について、評価書ごとに以下のように整理した。

- JMPR の評価書について、評価書ごとに見出しを整理し、原文の目次を作成した。
- 翻訳の見出し部分に原文の該当ページを記載した。
- JMPR 及び EFSA の評価書ごとに毒性試験とその結果の概要を一覧表に取りまとめた。

### 3. 評価書翻訳

以下に評価書の指定箇所の全和訳を、評価書ごとに掲載した。

内閣府食品安全委員会事務局  
平成22年度食品安全確保総合調査

海外のリスク評価機関における農薬の評価結果  
に関する調査

ジフェニルアミン

報告書

平成23年3月

株式会社三菱化学テクニサーチ

## はじめに

食品安全委員会では、ポジティブリスト制度導入に伴い、暫定基準の設定された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下「農薬等」という。)について、海外のリスク評価機関等で実施された評価結果を活用し、順次食品健康影響評価を行っているところである。

本報告書はこの内、ジフェニルアミンについて、国際的な評価機関である FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議(以下「JMPR」という。)と最新の評価を行っている欧州食品安全委員会(以下「EFSA」という。)の評価書の翻訳を行うとともに、評価に必要な情報について整理し、取りまとめたものである。

平成 23 年 3 月

東京都千代田区麴町 6 丁目 6 番地

株式会社三菱化学テクノロジー

## 目 次

### ジフェニルアミン

1. 調査の目的 .....	4
2. 作業の概要 .....	4
2.1. 調査対象物質 .....	4
2.2. 評価書の翻訳 .....	5
2.2.1. 評価書 .....	5
2.2.2. 専門家の確認 .....	5
2.3. 翻訳の整理 .....	5
3. 評価書と訳 .....	7
3.1. JMPR(1969年) .....	7
3.2. JMPR(1976年) .....	23
3.3. JMPR(1982年) .....	33
3.4. JMPR(1984年) .....	41
3.5. JMPR(1998年) .....	49
3.6. EFSA(2008年) .....	79

# 海外のリスク評価機関における農薬の評価結果に関する調査 報告書

## ジフェニルアミン

### 1. 調査の目的

食品衛生法の一部を改正する法律(平成15年法律第55号)の施行に伴い、いわゆるポジティブリスト制度が、平成18年5月29日に導入された。本施行に伴い、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下「農薬等」という。)758物質に暫定基準が設定され、食品安全委員会では、これらの物質について、海外のリスク評価機関等で実施された評価結果を活用し、順次食品健康影響評価を行っているところである。

本調査は、国際的な評価機関である JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議)と最新の評価を行っている EFSA(欧州食品安全委員会)の評価書が、我が国での評価を行う上で有益性が高いため、今後評価を行うべき農薬のうち、JMPR と EFSA の双方の評価を比較できるものについて、双方の評価書の翻訳を行うとともに評価に必要な情報について整理し、評価書ごとに毒性試験とその結果の概要を一覧表に取りまとめたものである。

### 2. 作業の概要

本調査では JMPR と EFSA における評価書の翻訳及び整理を以下のように実施した。

#### 2.1. 調査対象物質

本調査全体では、ポジティブリスト制度施行に伴う暫定基準が設定された農薬等の758物質のうち、表1に示した 11 物質を調査対象とした。本報告書では、これらのうちジフェニルアミンの調査について報告した。

**表 1 調査対象の農薬等**

番号	品目名	英名	主な用途
1	アルドリン及び ディルドリン	DIELDRIN、 ALDRIN	農薬・殺虫剤
2	イマザリル	IMAZALIL	農薬・殺菌剤
3	カルベンダジム、 チオファネート、 チオファネートメチル及び ベノミル	CARBENDAZIM、 BENOMYL、 THIOPHANATE、 THIOPHANATE-METHYL	農薬・殺菌剤
4	ジフェニルアミン	DIPHENYLAMINE	農薬・殺菌剤
5	ジメトエート	DIMETHOATE	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
6	チオジカルブ及び メソミル	METHOMYL、 THIODICARB	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
7	トリアジメノール及びトリ アジメホン	TRIADIMENO L、 TRIADIMEFON	農薬・殺菌剤
8	ビクロゾリン	VINCLOZOLIN	農薬・殺菌剤
9	ペンコナゾール	PENCONAZOLE	農薬・殺菌剤
10	マラチオン	MALATHION	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
11	メチダチオン	METHIDATHION	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤

## 2.2. 評価書の翻訳

### 2.2.1. 評価書

ジフェニルアミンに関して、これまでに食品安全委員会にて収集を行っている JMPR と EFSA における評価書の指定部分の翻訳を行った。各評価書等を表 2 に示した。

表 2 調査対象の評価書

機関	発行年	物質名	タイトル
JMPR	1969	ジフェニルアミン	1969 EVALUATION OF SOME PESTICIDE IN FOOD
JMPR	1976	ジフェニルアミン	DIPENYLAMINE JMPR 1976
JMPR	1982	ジフェニルアミン	Diphenylamine (Pesticide residues in food: 1982 evaluations)
JMPR	1984	ジフェニルアミン	PESTICIDE RESIDUES IN FOOD - 1984
JMPR	1998	ジフェニルアミン	Diphenylamine (addendum) (JMPR Evaluations 1998 Part II)
EFSA	2008	ジフェニルアミン	CONCLUSION ON PESTICIDE PEER REVIEW

### 2.2.2. 専門家の確認

翻訳に当たっては、該当分野の専門的知識を有する者(以下「専門家」という。)に依頼し、試験方法、試験結果等の専門的な表現、記述等が適切に翻訳されているか、確認を得た。

なお、専門家は、専門分野として、1) 動物代謝、2) 植物代謝及び環境中運命(土壤中、水中、土壤残留)、3) 毒性(一般毒性、病理、発がん性)、4) 生殖発生毒性、5) 遺伝毒性の 5 分野から選出した。

## 2.3. 翻訳の整理

評価書の翻訳について、評価書ごとに以下のように整理した。

- JMPR の評価書について、評価書ごとに見出しを整理し、原文の目次を作成した。
- 翻訳の見出し部分に原文の該当ページを記載した。
- JMPR 及び EFSA の評価書ごとに毒性試験とその結果の概要を一覧表に取りまとめた。

## 3. 評価書訳

以下に評価書の指定箇所の全訳を、評価書ごとに掲載した。





内閣府食品安全委員会事務局  
平成22年度食品安全確保総合調査

海外のリスク評価機関における農薬の評価結果  
に関する調査

ジメエート

報告書

平成23年3月

株式会社三菱化学テクニサーチ

## はじめに

食品安全委員会では、ポジティブリスト制度導入に伴い、暫定基準の設定された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下「農薬等」という。)について、海外のリスク評価機関等で実施された評価結果を活用し、順次食品健康影響評価を行っているところである。

本報告書はこの内、ジメエートについて、国際的な評価機関である FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議(以下「JMPR」という。)と最新の評価を行っている欧州食品安全委員会(以下「EFSA」という。)の評価書の翻訳を行うとともに、評価に必要な情報について整理し、取りまとめたものである。

平成 23 年 3 月

東京都千代田区麴町 6 丁目 6 番地

株式会社三菱化学テクニサーチ

# 目 次

## ジメトエート

1. 調査の目的 .....	4
2. 作業の概要 .....	4
2.1. 調査対象物質 .....	4
2.2. 評価書の翻訳 .....	5
2.2.1. 評価書 .....	5
2.2.2. 専門家の確認 .....	5
2.3. 翻訳の整理 .....	5
3. 評価書と訳 .....	7
3.1. JMPR(1965年) .....	7
3.2. JMPR(1966年) .....	17
3.3. JMPR(1967年) .....	23
3.4. JMPR(1984年) .....	43
3.5. JMPR(1984年) .....	57
3.6. JMPR(1987年) .....	71
3.7. JMPR(1996年) .....	83
3.8. JMPR(2003年) .....	125
3.9. EFSA(2010年) .....	149

# 海外のリスク評価機関における農薬の評価結果に関する調査 報告書 ジメトエート

## 1. 調査の目的

食品衛生法の一部を改正する法律(平成15年法律第55号)の施行に伴い、いわゆるポジティブリスト制度が、平成18年5月29日に導入された。本施行に伴い、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下「農薬等」という。)758物質に暫定基準が設定され、食品安全委員会では、これらの物質について、海外のリスク評価機関等で実施された評価結果を活用し、順次食品健康影響評価を行っているところである。

本調査は、国際的な評価機関である JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議)と最新の評価を行っている EFSA(欧州食品安全委員会)の評価書が、我が国での評価を行う上で有益性が高いため、今後評価を行うべき農薬のうち、JMPR と EFSA の双方の評価を比較できるものについて、双方の評価書の翻訳を行うとともに評価に必要な情報について整理し、評価書ごとに毒性試験とその結果の概要を一覧表に取りまとめたものである。

## 2. 作業の概要

本調査では JMPR と EFSA における評価書の翻訳及び整理を以下のように実施した。

### 2.1. 調査対象物質

本調査全体では、ポジティブリスト制度施行に伴う暫定基準が設定された農薬等の758物質のうち、表1に示した 11 物質を調査対象とした。本報告書では、これらのうちジメトエートの調査について報告した。

**表 1 調査対象の農薬等**

番号	品目名	英名	主な用途
1	アルドリン及び ディルドリン	DIELDRIN、 ALDRIN	農薬・殺虫剤
2	イマザリル	IMAZALIL	農薬・殺菌剤
3	カルベンダジム、 チオファネート、 チオファネートメチル及び ベノミル	CARBENDAZIM、 BENOMYL、 THIOPHANATE、 THIOPHANATE-METHYL	農薬・殺菌剤
4	ジフェニルアミン	DIPHENYLAMINE	農薬・殺菌剤
5	ジメトエート	DIMETHOATE	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
6	チオジカルブ及び メソミル	METHOMYL、 THIODICARB	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
7	トリアジメノール及びトリ アジメホン	TRIADIMENOL、 TRIADIMEFON	農薬・殺菌剤
8	ビンクロゾリン	VINCLOZOLIN	農薬・殺菌剤
9	ペンコナゾール	PENCONAZOLE	農薬・殺菌剤
10	マラチオン	MALATHION	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
11	メチダチオン	METHIDATHION	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤

## 2.2. 評価書の翻訳

### 2.2.1. 評価書

ジメエートに関して、これまでに食品安全委員会にて収集を行っている JMPR と EFSA における評価書の指定部分の翻訳を行った。各評価書等を表 2 に示した。

表 2 調査対象の評価書

機関	発行年	物質名	タイトル
JMPR	1965	ジメエート	020.Dimethoate (FAO Meeting Report PL/1965/10/1)
JMPR	1966	ジメエート	Dimethoate (FAO/PL:CP/15)
JMPR	1967	ジメエート	Dimethoate (FAO/PL:1967/M/11/1)
JMPR	1984	ジメエート	Diomethoate (Pesticide Residues In Food: 1984 evaluations)
JMPR	1984	ジメエート	Diomethoate (Pesticide Residues In Food: 1984 evaluations)
JMPR	1987	ジメエート	Diomethoate (Pesticide Residues In Food: 1987 evaluations)
JMPR	1996	ジメエート	Diomethoate (Pesticide Residues In Food: 1996 evaluations)
JMPR	2003	ジメエート	Dimethoate (addendum) (JMPR 2003)
EFSA	2010	ジメエート	REASONED OPINION Modification of the existing MRLs for dimethoate in various crops

### 2.2.2. 専門家の確認

翻訳に当たっては、該当分野の専門的知識を有する者(以下「専門家」という。)に依頼し、試験方法、試験結果等の専門的な表現、記述等が適切に翻訳されているか、確認を得た。

なお、専門家は、専門分野として、1)動物代謝、2)植物代謝及び環境中運命(土壤中、水中、土壌残留)、3)毒性(一般毒性、病理、発がん性)、4)生殖発生毒性、5)遺伝毒性の5分野から選出した。

## 2.3. 翻訳の整理

評価書の翻訳について、評価書ごとに以下のように整理した。

- JMPR の評価書について、評価書ごとに見出しを整理し、原文の目次を作成した。
- 翻訳の見出し部分に原文の該当ページを記載した。
- JMPR 及び EFSA の評価書ごとに毒性試験とその結果の概要を一覧表に取りまとめた。

## 3. 評価書訳

以下に評価書の指定箇所の全訳を、評価書ごとに掲載した。



内閣府食品安全委員会事務局  
平成22年度食品安全確保総合調査

海外のリスク評価機関における農薬の評価結果  
に関する調査

チオジカルブ及びメソミル

報告書

平成23年3月

株式会社三菱化学テクニサーチ

## はじめに

食品安全委員会では、ポジティブリスト制度導入に伴い、暫定基準の設定された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下「農薬等」という。)について、海外のリスク評価機関等で実施された評価結果を活用し、順次食品健康影響評価を行っているところである。

本報告書はこの内、チオジカルブ及びメソミルについて、国際的な評価機関である FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議(以下「JMPR」という。)と最新の評価を行っている欧州食品安全委員会(以下「EFSA」という。)の評価書の翻訳を行うとともに、評価に必要な情報について整理し、取りまとめたものである。

平成 23 年 3 月

東京都千代田区麹町 6 丁目 6 番地

株式会社三菱化学テクノロジー



## 目 次

1. 調査の目的 .....	4
2. 作業の概要 .....	4
2.1. 調査対象物質 .....	4
2.2. 評価書の翻訳 .....	5
2.2.1. 評価書 .....	5
2.2.2. 専門家の確認 .....	5
2.3. 翻訳の整理 .....	5
3. 評価書と訳 .....	7
3.1. JMPR(1985年、チオジカルブ) .....	7
3.2. JMPR(1986年、チオジカルブ) .....	35
3.3. JMPR(2000年、チオジカルブ) .....	43
3.4. JMPR(1975年、メソミル) .....	115
3.5. JMPR(1986年、メソミル) .....	123
3.6. JMPR(1989年、メソミル) .....	145
3.7. JMPR(2001年、メソミル) .....	151
3.8. EFSA(2008年、メソミル/チオジカルブ) .....	167

# 海外のリスク評価機関における農薬の評価結果に関する調査 報告書

## チオジカルブ及びメソミル

### 1. 調査の目的

食品衛生法の一部を改正する法律(平成15年法律第55号)の施行に伴い、いわゆるポジティブリスト制度が、平成18年5月29日に導入された。本施行に伴い、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下「農薬等」という。)758物質に暫定基準が設定され、食品安全委員会では、これらの物質について、海外のリスク評価機関等で実施された評価結果を活用し、順次食品健康影響評価を行っているところである。

本調査は、国際的な評価機関である JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議)と最新の評価を行っている EFSA(欧州食品安全委員会)の評価書が、我が国での評価を行う上で有益性が高いため、今後評価を行うべき農薬のうち、JMPR と EFSA の双方の評価を比較できるものについて、双方の評価書の翻訳を行うとともに評価に必要な情報について整理し、評価書ごとに毒性試験とその結果の概要を一覧表に取りまとめたものである。

### 2. 作業の概要

本調査では JMPR と EFSA における評価書の翻訳及び整理を以下のように実施した。

#### 2.1. 調査対象物質

本調査全体では、ポジティブリスト制度施行に伴う暫定基準が設定された農薬等の758物質のうち、表1に示した 11 物質を調査対象とした。本報告書では、これらのうちチオジカルブ及びメソミルの調査について報告した。

**表 1 調査対象の農薬等**

番号	品目名	英名	主な用途
1	アルドリン及び ディルドリン	DIELDRIN、 ALDRIN	農薬・殺虫剤
2	イマザリル	IMAZALIL	農薬・殺菌剤
3	カルベンダジム、 チオフアネート、 チオフアネートメチル及び ベノミル	CARBENDAZIM、 BENOMYL、 THIOPHANATE、 THIOPHANATE-METHYL	農薬・殺菌剤
4	ジフェニルアミン	DIPHENYLAMINE	農薬・殺菌剤
5	ジメトエート	DIMETHOATE	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
6	チオジカルブ及び メソミル	METHOM YL、 THIODICARB	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
7	トリアジメノール及びトリ アジメホン	TRIADIMENO L、 TRIADIMEFON	農薬・殺菌剤
8	ビンクロゾリン	VINCLOZOLIN	農薬・殺菌剤
9	ペンコナゾール	PENCONAZOLE	農薬・殺菌剤
10	マラチオン	MALATHION	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
11	メチダチオン	METHIDATHION	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤

## 2.2. 評価書の翻訳

### 2.2.1. 評価書

チオジカルブ及びメソミルに関して、これまでに食品安全委員会にて収集を行っている JMPR と EFSA における評価書の指定部分の翻訳を行った。各評価書等を表 2 に示した。

表 2 調査対象の評価書

機関	発行年	物質名	タイトル
JMPR	1965	チオジカルブ	Pesticide Residues in food 2000: THIODICARB
JMPR	1966	チオジカルブ	Thiodicarb (Pesticide Residues In Food: 1985 evaluations)
JMPR	1967	チオジカルブ	Thiodicarb (Pesticide Residues In Food: 1986 evaluations)
JMPR	1984	メソミル	METHOMYL (addendum)(JMPR 2001)
JMPR	1984	メソミル	Methomyl (WHO Pesticide Residues Series 5)
JMPR	1987	メソミル	Methomyl (Pesticide Residues In Food: 1986 evaluations)
JMPR	1996	メソミル	Methomyl (Pesticide Residues In Food: 1989 evaluations)
EFSA	2010	メソミル/ チオジカルブ	REASONED OPINION OF EFSA MRLs of concern for the active substances methomyl and thiodicarb

### 2.2.2. 専門家の確認

翻訳に当たっては、該当分野の専門的知識を有する者(以下「専門家」という。)に依頼し、試験方法、試験結果等の専門的な表現、記述等が適切に翻訳されているか、確認を得た。

なお、専門家は、専門分野として、1) 動物代謝、2) 植物代謝及び環境中運命(土壤中、水中、土壤残留)、3) 毒性(一般毒性、病理、発がん性)、4) 生殖発生毒性、5) 遺伝毒性の 5 分野から選出した。

## 2.3. 翻訳の整理

評価書の翻訳について、評価書ごとに以下のように整理した。

- JMPR の評価書について、評価書ごとに見出しを整理し、原文の目次を作成した。
- 翻訳の見出し部分に原文の該当ページを記載した。
- JMPR 及び EFSA の評価書ごとに毒性試験とその結果の概要を一覧表に取りまとめた。

## 3. 評価書と訳

以下に評価書の指定箇所の全和訳を、評価書ごとに掲載した。



内閣府食品安全委員会事務局  
平成22年度食品安全確保総合調査

海外のリスク評価機関における農薬の評価結果  
に関する調査

トリアジメノール及びトリアジメホン

報告書

平成23年3月

株式会社三菱化学テクニサーチ

## はじめに

食品安全委員会では、ポジティブリスト制度導入に伴い、暫定基準の設定された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下「農薬等」という。)について、海外のリスク評価機関等で実施された評価結果を活用し、順次食品健康影響評価を行っているところである。

本報告書はこの内、トリアジメノール及びトリアジメホンについて、国際的な評価機関である FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議(以下「JMPR」という。)と最新の評価を行っている欧州食品安全委員会(以下「EFSA」という。)の評価書の翻訳を行うとともに、評価に必要な情報について整理し、取りまとめたものである。

平成 23 年 3 月

東京都千代田区麴町 6 丁目 6 番地  
株式会社三菱化学テクノロジー

## 目 次

### トリアジメノール及びトリアジメホン

1. 調査の目的 .....	4
2. 作業の概要 .....	4
2.1. 調査対象物質 .....	4
2.2. 評価書の翻訳 .....	5
2.2.1. 評価書 .....	5
2.2.2. 専門家の確認 .....	5
2.3. 翻訳の整理 .....	5
3. 評価書 and 訳 .....	7
3.1. JMPR (1989 年、トリアジメノール) .....	7
3.2. JMPR (2004 年、トリアジメノール/トリアジメホン) .....	29
3.3. JMPR (1979 年、トリアジメホン) .....	109
3.4. JMPR (1981 年、トリアジメホン) .....	129
3.5. JMPR (1983 年、トリアジメホン) .....	171
3.6. JMPR (1985 年、トリアジメホン) .....	187
3.7. EFSA (2008 年、トリアジメノール) .....	195

# 海外のリスク評価機関における農薬の評価結果に関する調査 報告書

## トリアジメノール及びトリアジメホン

### 1. 調査の目的

食品衛生法の一部を改正する法律(平成15年法律第55号)の施行に伴い、いわゆるポジティブリスト制度が、平成18年5月29日に導入された。本施行に伴い、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下「農薬等」という。)758物質に暫定基準が設定され、食品安全委員会では、これらの物質について、海外のリスク評価機関等で実施された評価結果を活用し、順次食品健康影響評価を行っているところである。

本調査は、国際的な評価機関である JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議)と最新の評価を行っている EFSA(欧州食品安全委員会)の評価書が、我が国での評価を行う上で有益性が高いため、今後評価を行うべき農薬のうち、JMPR と EFSA の双方の評価を比較できるものについて、双方の評価書の翻訳を行うとともに評価に必要な情報について整理し、評価書ごとに毒性試験とその結果の概要を一覧表に取りまとめたものである。

### 2. 作業の概要

本調査では JMPR と EFSA における評価書の翻訳及び整理を以下のように実施した。

#### 2.1. 調査対象物質

本調査全体では、ポジティブリスト制度施行に伴う暫定基準が設定された農薬等の758物質のうち、表1に示した 11 物質を調査対象とした。本報告書では、これらのうちトリアジメノール及びトリアジメホンの調査について報告した。

**表 1 調査対象の農薬等**

番号	品目名	英名	主な用途
1	アルドリン及び ディルドリン	DIELDRIN、 ALDRIN	農薬・殺虫剤
2	イマザリル	IMAZALIL	農薬・殺菌剤
3	カルベンダジム、 チオファネート、 チオファネートメチル及び ベノミル	CARBENDAZIM、 BENOMYL、 THIOPHANATE、 THIOPHANATE-METHYL	農薬・殺菌剤
4	ジフェニルアミン	DIPHENYLAMINE	農薬・殺菌剤
5	ジメトエート	DIMETHOATE	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
6	チオジカルブ及び メソミル	METHOM YL、 THIODICARB	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
7	トリアジメノール及びトリ アジメホン	TRIADIMENO L、 TRIADIMEFON	農薬・殺菌剤
8	ビンクロゾリン	VINCLOZOLIN	農薬・殺菌剤
9	ペンコナゾール	PENCONAZOLE	農薬・殺菌剤
10	マラチオン	MALATHION	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
11	メチダチオン	METHIDATHION	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤



## 2.2. 評価書の翻訳

### 2.2.1. 評価書

トリアジメノール及びトリアジメホンに関して、これまでに食品安全委員会にて収集を行っている JMPR と EFSA における評価書の指定部分の翻訳を行った。各評価書等を表 2 に示した。

表 2 調査対象の評価書

機関	発行年	物質名	タイトル
JMPR	1989	トリアジメノール	Triadimenol (Pesticide Residues In Food: 1989 evaluations)
JMPR	2004	トリアジメノール/ トリアジメホン	Pesticide residues in food - 2004
JMPR	1979	トリアジメホン	Triadimefon (Pesticide Residues In Food: 1979 evaluations)
JMPR	1981	トリアジメホン	Triadimefon (Pesticide Residues In Food: 1981 evaluations)
JMPR	1983	トリアジメホン	Triadimefon (Pesticide Residues In Food: 1983 evaluations)
JMPR	1985	トリアジメホン	Triadimefon (Pesticide Residues In Food: 1985 evaluations)
EFSA	2008	トリアジメノール	CONCLUSION ON PESTICIDE PEER REVIEW Conclusion regarding the peer review of the pesticide risk assessment of the active substance triadimenol

### 2.2.2. 専門家の確認

翻訳に当たっては、該当分野の専門的知識を有する者(以下「専門家」という。)に依頼し、試験方法、試験結果等の専門的な表現、記述等が適切に翻訳されているか、確認を得た。

なお、専門家は、専門分野として、1) 動物代謝、2) 植物代謝及び環境中運命(土壤中、水中、土壌残留)、3) 毒性(一般毒性、病理、発がん性)、4) 生殖発生毒性、5) 遺伝毒性の 5 分野から選出した。

## 2.3. 翻訳の整理

評価書の翻訳について、評価書ごとに以下のように整理した。

- JMPR の評価書について、評価書ごとに見出しを整理し、原文の目次を作成した。
- 翻訳の見出し部分に原文の該当ページを記載した。
- JMPR 及び EFSA の評価書ごとに毒性試験とその結果の概要を一覧表に取りまとめた。

## 3. 評価書訳

以下に評価書の指定箇所の全訳を、評価書ごとに掲載した。



内閣府食品安全委員会事務局  
平成22年度食品安全確保総合調査

海外のリスク評価機関における農薬の評価結果  
に関する調査

ビンクロゾリン

報告書

平成23年3月

株式会社三菱化学テクニサーチ

## はじめに

食品安全委員会では、ポジティブリスト制度導入に伴い、暫定基準の設定された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下「農薬等」という。)について、海外のリスク評価機関等で実施された評価結果を活用し、順次食品健康影響評価を行っているところである。

本報告書はこの内、ビンクロゾリンについて、国際的な評価機関である FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議(以下「JMPR」という。)と最新の評価を行っている欧州食品安全委員会(以下「EFSA」という。)の評価書の翻訳を行うとともに、評価に必要な情報について整理し、取りまとめたものである。

平成 23 年 3 月

東京都千代田区麴町 6 丁目 6 番地  
株式会社三菱化学テクノロジー

# 目 次

## ビシクログソリン

1. 調査の目的 .....	4
2. 作業の概要 .....	4
2.1. 調査対象物質 .....	4
2.2. 評価書の翻訳 .....	5
2.2.1. 評価書 .....	5
2.2.2. 専門家の確認 .....	5
2.3. 翻訳の整理 .....	5
3. 評価書和解 .....	7
3.1 JMPR(1986年) .....	7
3.2 JMPR(1988年) .....	29
3.3 JMPR(1995年) .....	37
3.4 EFSA(2008年) .....	79

# 海外のリスク評価機関における農薬の評価結果に関する調査 報告書

## ビンクロゾリン

### 1. 調査の目的

食品衛生法の一部を改正する法律(平成15年法律第55号)の施行に伴い、いわゆるポジティブリスト制度が、平成18年5月29日に導入された。本施行に伴い、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下「農薬等」という。)758物質に暫定基準が設定され、食品安全委員会では、これらの物質について、海外のリスク評価機関等で実施された評価結果を活用し、順次食品健康影響評価を行っているところである。

本調査は、国際的な評価機関である JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議)と最新の評価を行っている EFSA(欧州食品安全委員会)の評価書が、我が国での評価を行う上で有益性が高いため、今後評価を行うべき農薬のうち、JMPR と EFSA の双方の評価を比較できるものについて、双方の評価書の翻訳を行うとともに評価に必要な情報について整理し、評価書ごとに毒性試験とその結果の概要を一覧表に取りまとめたものである。

### 2. 作業の概要

本調査では JMPR と EFSA における評価書の翻訳及び整理を以下のように実施した。

#### 2.1. 調査対象物質

本調査全体では、ポジティブリスト制度施行に伴う暫定基準が設定された農薬等の758物質のうち、表1に示した 11 物質を調査対象とした。本報告書では、これらのうちビンクロゾリンの調査について報告した。

**表 1 調査対象の農薬等**

番号	品目名	英名	主な用途
1	アルドリン及び ディルドリン	DIELDRIN、 ALDRIN	農薬・殺虫剤
2	イマザリル	IMAZALIL	農薬・殺菌剤
3	カルベンダジム、 チオフアネート、 チオフアネートメチル及び ベノミル	CARBENDAZIM、 BENOMYL、 THIOPHANATE、 THIOPHANATE-METHYL	農薬・殺菌剤
4	ジフェニルアミン	DIPHENYLAMINE	農薬・殺菌剤
5	ジメトエート	DIMETHOATE	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
6	チオジカルブ及び メソミル	METHOMYL、 THIODICARB	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
7	トリアジメノール及びトリ アジメホン	TRIADIMENO L、 TRIADIMEFON	農薬・殺菌剤
8	ビンクロゾリン	VINCLOZOLIN	農薬・殺菌剤
9	ペンコナゾール	PENCONAZOLE	農薬・殺菌剤
10	マラチオン	MALATHION	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
11	メチダチオン	METHIDATHION	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤

## 2.2. 評価書の翻訳

### 2.2.1. 評価書

ビンクロゾリンに関して、これまでに食品安全委員会にて収集を行っている JMPR と EFSA における評価書の指定部分の翻訳を行った。各評価書等を表 2 に示した。

表 2 調査対象の評価書

機関	発行年	物質名	タイトル
JMPR	1986	ビンクロゾリン	Vinclozolin (Pesticide Residues In Food: 1986 evaluations)
JMPR	1988	ビンクロゾリン	Vinclozolin (Pesticide Residues In Food: 1988 evaluations)
JMPR	1995	ビンクロゾリン	Vinclozolin (Pesticide Residues In Food: 1995 evaluations)
EFSA	2008	ビンクロゾリン	REASONED OPINION OF EFSA MRLs of concern for the active substance vinclozolin

### 2.2.2. 専門家の確認

翻訳に当たっては、該当分野の専門的知識を有する者(以下「専門家」という。)に依頼し、試験方法、試験結果等の専門的な表現、記述等が適切に翻訳されているか、確認を得た。

なお、専門家は、専門分野として、1) 動物代謝、2) 植物代謝及び環境中運命(土壤中、水中、土壌残留)、3) 毒性(一般毒性、病理、発がん性)、4) 生殖発生毒性、5) 遺伝毒性の 5 分野から選出した。

## 2.3. 翻訳の整理

評価書の翻訳について、評価書ごとに以下のように整理した。

- JMPR の評価書について、評価書ごとに見出しを整理し、原文の目次を作成した。
- 翻訳の見出し部分に原文の該当ページを記載した。
- JMPR 及び EFSA の評価書ごとに毒性試験とその結果の概要を一覧表に取りまとめた。

## 3. 評価書訳

以下に評価書の指定箇所の全訳を、評価書ごとに掲載した。





内閣府食品安全委員会事務局  
平成22年度食品安全確保総合調査

海外のリスク評価機関における農薬の評価結果  
に関する調査

ペンコナゾール

報告書

平成23年3月

株式会社三菱化学テクニサーチ

## はじめに

食品安全委員会では、ポジティブリスト制度導入に伴い、暫定基準の設定された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下「農薬等」という。)について、海外のリスク評価機関等で実施された評価結果を活用し、順次食品健康影響評価を行っているところである。

本報告書はこの内、ペンコナゾールについて、国際的な評価機関である FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議(以下「JMPR」という。)と最新の評価を行っている欧州食品安全委員会(以下「EFSA」という。)の評価書の翻訳を行うとともに、評価に必要な情報について整理し、取りまとめたものである。

平成 23 年 3 月

東京都千代田区麴町 6 丁目 6 番地

株式会社三菱化学テクノロジー

# 目 次

## ペシコナゾール

1. 調査の目的 .....	4
2. 作業の概要 .....	4
2.1. 調査対象物質 .....	4
2.2. 評価書の翻訳 .....	5
2.2.1. 評価書 .....	5
2.2.2. 専門家の確認 .....	5
2.3. 翻訳の整理 .....	5
3. 評価書訳 .....	7
3.1 JMPR(1992年) .....	7
3.2 EFSA(2008年) .....	31

# 海外のリスク評価機関における農薬の評価結果に関する調査 報告書

## ペンコナゾール

### 1. 調査の目的

食品衛生法の一部を改正する法律(平成15年法律第55号)の施行に伴い、いわゆるポジティブリスト制度が、平成18年5月29日に導入された。本施行に伴い、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下「農薬等」という。)758物質に暫定基準が設定され、食品安全委員会では、これらの物質について、海外のリスク評価機関等で実施された評価結果を活用し、順次食品健康影響評価を行っているところである。

本調査は、国際的な評価機関である JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議)と最新の評価を行っている EFSA(欧州食品安全委員会)の評価書が、我が国での評価を行う上で有益性が高いため、今後評価を行うべき農薬のうち、JMPR と EFSA の双方の評価を比較できるものについて、双方の評価書の翻訳を行うとともに評価に必要な情報について整理し、評価書ごとに毒性試験とその結果の概要を一覧表に取りまとめたものである。

### 2. 作業の概要

本調査では JMPR と EFSA における評価書の翻訳及び整理を以下のように実施した。

#### 2.1. 調査対象物質

本調査全体では、ポジティブリスト制度施行に伴う暫定基準が設定された農薬等の758物質のうち、表1に示した 11 物質を調査対象とした。本報告書では、これらのうちペンコナゾールの調査について報告した。

**表 1 調査対象の農薬等**

番号	品目名	英名	主な用途
1	アルドリン及び ディルドリン	DIELDRIN、 ALDRIN	農薬・殺虫剤
2	イマザリル	IMAZALIL	農薬・殺菌剤
3	カルベンダジム、 チオファネート、 チオファネートメチル及び ベノミル	CARBENDAZIM、 BENOMYL、 THIOPHANATE、 THIOPHANATE-METHYL	農薬・殺菌剤
4	ジフェニルアミン	DIPHENYLAMINE	農薬・殺菌剤
5	ジメトエート	DIMETHOATE	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
6	チオジカルブ及び メソミル	METHOMYL、 THIODICARB	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
7	トリアジメノール及びトリ アジメホン	TRIADIMENOL、 TRIADIMEFON	農薬・殺菌剤
8	ビクロゾリン	VINCLOZOLIN	農薬・殺菌剤
9	ペンコナゾール	PENCONAZOLE	農薬・殺菌剤
10	マラチオン	MALATHION	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
11	メチダチオン	METHIDATHION	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤

## 2.2. 評価書の翻訳

### 2.2.1. 評価書

ペンコナゾールに関して、これまでに食品安全委員会にて収集を行っている JMPR と EFSA における評価書の指定部分の翻訳を行った。各評価書等を表 2 に示した。

表 2 調査対象の評価書

機関	発行年	物質名	タイトル
JMPR	1992	ペンコナゾール	Penconazol (Pesticide Residues In Food: 1992 evaluations
EFSA	2008	ペンコナゾール	CONCLUSION ON PESTICIDE PEER REVIEW Conclusion regarding the peer review of the pesticide risk assessment of the active substance penconazole

### 2.2.2. 専門家の確認

翻訳に当たっては、該当分野の専門的知識を有する者(以下「専門家」という。)に依頼し、試験方法、試験結果等の専門的な表現、記述等が適切に翻訳されているか、確認を得た。

なお、専門家は、専門分野として、1)動物代謝、2)植物代謝及び環境中運命(土壤中、水中、土壌残留)、3)毒性(一般毒性、病理、発がん性)、4)生殖発生毒性、5)遺伝毒性の5分野から選出した。

## 2.3. 翻訳の整理

評価書の翻訳について、評価書ごとに以下のように整理した。

- ・JMPR の評価書について、評価書ごとに見出しを整理し、原文の目次を作成した。
- ・翻訳の見出し部分に原文の該当ページを記載した。
- ・JMPR 及び EFSA の評価書ごとに毒性試験とその結果の概要を一覧表に取りまとめた。

## 3. 評価書訳

以下に評価書の指定箇所の全訳を、評価書ごとに掲載した。



内閣府食品安全委員会事務局  
平成22年度食品安全確保総合調査

海外のリスク評価機関における農薬の評価結果  
に関する調査

マラチオン

報告書

平成23年3月

株式会社三菱化学テクニサーチ

## はじめに

食品安全委員会では、ポジティブリスト制度導入に伴い、暫定基準の設定された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下「農薬等」という。)について、海外のリスク評価機関等で実施された評価結果を活用し、順次食品健康影響評価を行っているところである。

本報告書はこの内、マラチオンについて、国際的な評価機関である FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議(以下「JMPR」という。)と最新の評価を行っている欧州食品安全委員会(以下「EFSA」という。)の評価書の翻訳を行うとともに、評価に必要な情報について整理し、取りまとめたものである。

平成 23 年 3 月

東京都千代田区麴町 6 丁目 6 番地

株式会社三菱化学テクノロジー



# 目 次

## マラチオン

1. 調査の目的 .....	4
2. 作業の概要 .....	4
2.1. 調査対象物質 .....	4
2.2. 評価書の翻訳 .....	5
2.2.1. 評価書 .....	5
2.2.2. 専門家の確認 .....	5
2.3. 翻訳の整理 .....	5
3. 評価書と訳 .....	7
3.1. JMPR(1965年) .....	7
3.2. JMPR(1967年) .....	17
3.3. JMPR(1997年) .....	29
3.4. JMPR(2003年) .....	71
3.5. EFSA(2009年) .....	85

# 海外のリスク評価機関における農薬の評価結果に関する調査 報告書 マラチオン

## 1. 調査の目的

食品衛生法の一部を改正する法律(平成15年法律第55号)の施行に伴い、いわゆるポジティブリスト制度が、平成18年5月29日に導入された。本施行に伴い、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下「農薬等」という。)758物質に暫定基準が設定され、食品安全委員会では、これらの物質について、海外のリスク評価機関等で実施された評価結果を活用し、順次食品健康影響評価を行っているところである。

本調査は、国際的な評価機関である JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議)と最新の評価を行っている EFSA(欧州食品安全委員会)の評価書が、我が国での評価を行う上で有益性が高いため、今後評価を行うべき農薬のうち、JMPR と EFSA の双方の評価を比較できるものについて、双方の評価書の翻訳を行うとともに評価に必要な情報について整理し、評価書ごとに毒性試験とその結果の概要を一覧表に取りまとめたものである。

## 2. 作業の概要

本調査では JMPR と EFSA における評価書の翻訳及び整理を以下のように実施した。

### 2.1. 調査対象物質

本調査全体では、ポジティブリスト制度施行に伴う暫定基準が設定された農薬等の758物質のうち、表1に示した 11 物質を調査対象とした。本報告書では、これらのうちマラチオンの調査について報告した。

**表 1 調査対象の農薬等**

番号	品目名	英名	主な用途
1	アルドリン及び ディルドリン	DIELDRLIN、 ALDRIN	農薬・殺虫剤
2	イマザリル	IMAZALIL	農薬・殺菌剤
3	カルベンダジム、 チオファネート、 チオファネートメチル及び ベノミル	CARBENDAZIM、 BENOMYL、 THIOPHANATE、 THIOPHANATE-METHYL	農薬・殺菌剤
4	ジフェニルアミン	DIPHENYLAMINE	農薬・殺菌剤
5	ジメトエート	DIMETHOATE	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
6	チオジカルブ及び メソミル	METHOM YL、 THIODICARB	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
7	トリアジメノール及びトリ アジメホン	TRIADIMENO L、 TRIADIMEFON	農薬・殺菌剤
8	ビクロゾリン	VINCLOZOLIN	農薬・殺菌剤
9	ペンコナゾール	PENCONAZOLE	農薬・殺菌剤
10	マラチオン	MALATHION	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
11	メチダチオン	METHIDATHION	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤

## 2.2. 評価書の翻訳

### 2.2.1. 評価書

マラチオンに関して、これまでに食品安全委員会にて収集を行っている JMPR と EFSA における評価書の指定部分の翻訳を行った。各評価書等を表 2 に示した。

表 2 調査対象の評価書

機関	発行年	物質名	タイトル
JMPR	1965	マラチオン	Malathion (FAO Meeting Report PL/1965/10/1)
JMPR	1967	マラチオン	Malathion (FAO/PL:CP/15)
JMPR	1997	マラチオン	Malathion (Pesticide residues in food: 1997 evaluations)
JMPR	2003	マラチオン	Malathion (addendum) (JMPR 2003)
EFSA	2009	マラチオン	CONCLUSION ON PESTICIDE PEER REVIEW Peer review of the pesticide risk assessment of the active substance malathion

### 2.2.2. 専門家の確認

翻訳に当たっては、該当分野の専門的知識を有する者(以下「専門家」という。)に依頼し、試験方法、試験結果等の専門的な表現、記述等が適切に翻訳されているか、確認を得た。

なお、専門家は、専門分野として、1) 動物代謝、2) 植物代謝及び環境中運命(土壤中、水中、土壌残留)、3) 毒性(一般毒性、病理、発がん性)、4) 生殖発生毒性、5) 遺伝毒性の 5 分野から選出した。

## 2.3. 翻訳の整理

評価書の翻訳について、評価書ごとに以下のように整理した。

- JMPR の評価書について、評価書ごとに見出しを整理し、原文の目次を作成した。
- 翻訳の見出し部分に原文の該当ページを記載した。
- JMPR 及び EFSA の評価書ごとに毒性試験とその結果の概要を一覧表に取りまとめた。

## 3. 評価書翻訳

以下に評価書の指定箇所の全訳を、評価書ごとに掲載した。



内閣府食品安全委員会事務局  
平成22年度食品安全確保総合調査

海外のリスク評価機関における農薬の評価結果  
に関する調査

メチダチオン

報告書

平成23年3月

株式会社三菱化学テクニサーチ

## はじめに

食品安全委員会では、ポジティブリスト制度導入に伴い、暫定基準の設定された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下「農薬等」という。)について、海外のリスク評価機関等で実施された評価結果を活用し、順次食品健康影響評価を行っているところである。

本報告書はこの内、メチダチオンについて、国際的な評価機関であるFAO/WHO 合同残留農薬専門家会議(以下「JMPR」という。)と最新の評価を行っている欧州食品安全委員会(以下「EFSA」という。)の評価書の翻訳を行うとともに、評価に必要な情報について整理し、取りまとめたものである。

平成 23 年 3 月

東京都千代田区麴町 6 丁目 6 番地  
株式会社三菱化学テクニサーチ

# 目 次

## メチダチオン

1. 調査の目的 .....	4
2. 作業の概要 .....	4
2.1. 調査対象物質 .....	4
2.2. 評価書の翻訳 .....	5
2.2.1. 評価書 .....	5
2.2.2. 専門家の確認 .....	5
2.3. 翻訳の整理 .....	5
3. 評価書と訳 .....	7
3.1. JMPR(1972年) .....	7
3.2. JMPR(1975年) .....	31
3.3. JMPR(1992年) .....	41
3.4. JMPR(1997年) .....	69
3.5. EFSA(2010年) .....	79

# 海外のリスク評価機関における農薬の評価結果に関する調査 報告書

## メチダチオン

### 1. 調査の目的

食品衛生法の一部を改正する法律(平成15年法律第55号)の施行に伴い、いわゆるポジティブリスト制度が、平成18年5月29日に導入された。本施行に伴い、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下「農薬等」という。)758物質に暫定基準が設定され、食品安全委員会では、これらの物質について、海外のリスク評価機関等で実施された評価結果を活用し、順次食品健康影響評価を行っているところである。

本調査は、国際的な評価機関である JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議)と最新の評価を行っている EFSA(欧州食品安全委員会)の評価書が、我が国での評価を行う上で有益性が高いため、今後評価を行うべき農薬のうち、JMPR と EFSA の双方の評価を比較できるものについて、双方の評価書の翻訳を行うとともに評価に必要な情報について整理し、評価書ごとに毒性試験とその結果の概要を一覧表に取りまとめたものである。

### 2. 作業の概要

本調査では JMPR と EFSA における評価書の翻訳及び整理を以下のように実施した。

#### 2.1. 調査対象物質

本調査全体では、ポジティブリスト制度施行に伴う暫定基準が設定された農薬等の758物質のうち、表1に示した 11 物質を調査対象とした。本報告書では、これらのうちメチダチオンの調査について報告した。

**表 1 調査対象の農薬等**

番号	品目名	英名	主な用途
1	アルドリン及び ディルドリン	DIELDRIN、 ALDRIN	農薬・殺虫剤
2	イマザリル	IMAZALIL	農薬・殺菌剤
3	カルベンダジム、 チオファネート、 チオファネートメチル及び ベノミル	CARBENDAZIM、 BENOMYL、 THIOPHANATE、 THIOPHANATE-METHYL	農薬・殺菌剤
4	ジフェニルアミン	DIPHENYLAMINE	農薬・殺菌剤
5	ジメトエート	DIMETHOATE	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
6	チオジカルブ及び メソミル	METHOMYL、 THIODICARB	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
7	トリアジメノール及びトリ アジメホン	TRIADIMENO L、 TRIADIMEFON	農薬・殺菌剤
8	ビクロゾリン	VINCLOZOLIN	農薬・殺菌剤
9	ペンコナゾール	PENCONAZOLE	農薬・殺菌剤
10	マラチオン	MALATHION	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
11	メチダチオン	METHIDATHION	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤



## 2.2. 評価書の翻訳

### 2.2.1. 評価書

メチダチオンに関して、これまでに食品安全委員会にて収集を行っている JMPR と EFSA における評価書の指定部分の翻訳を行った。各評価書等を表 2 に示した。

表 2 調査対象の評価書

機関	発行年	物質名	タイトル
JMPR	1972	メチダチオン	Methidathion (WHO Pesticide Residues Series 2)
JMPR	1975	メチダチオン	Methidathion (WHO Pesticide Residues Series 5)
JMPR	1992	メチダチオン	Methidathion (Pesticide residues in food: 1992 evaluation)
JMPR	1997	メチダチオン	Methidathion (Pesticide residues in food: 1997 evaluation)
EFSA	2010	メチダチオン	REASONED OPINION Consumer safety assessment of the EU MRLs established for methidathion

### 2.2.2. 専門家の確認

翻訳に当たっては、該当分野の専門的知識を有する者(以下「専門家」という。)に依頼し、試験方法、試験結果等の専門的な表現、記述等が適切に翻訳されているか、確認を得た。

なお、専門家は、専門分野として、1) 動物代謝、2) 植物代謝及び環境中運命(土壤中、水中、土壌残留)、3) 毒性(一般毒性、病理、発がん性)、4) 生殖発生毒性、5) 遺伝毒性の 5 分野から選出した。

## 2.3. 翻訳の整理

評価書の翻訳について、評価書ごとに以下のように整理した。

- JMPR の評価書について、評価書ごとに見出しを整理し、原文の目次を作成した。
- 翻訳の見出し部分に原文の該当ページを記載した。
- JMPR 及び EFSA の評価書ごとに毒性試験とその結果の概要を一覧表に取りまとめた。

## 3. 評価書翻訳

以下に評価書の指定箇所の全和訳を、評価書ごとに掲載した。

